



第2回登録文化財建造物保存・活用講座

勉強会「登録文化財の相続と税制改正」

第1回講座では相続を体験された所有者の方からお話をお伺いしました。歴史的建造物を次世代に継承していくためには相続税が大きな課題としてあげられます。多大な相続税を負担するために、残したいという意思があるにもかかわらず壊されてしまった歴史的建造物もあります。

来年1月から実施される税制改正によって課税対象者が大幅に増え、名古屋圏では2~3割が申告しなければならなくなるとの指摘もあります。登録文化財については、相続財産評価額（土地を含む）の30%減免がありますが、所有者にとっての負担は大きいと考えられます。愛知登文会として減免拡大等の要望を出していくことも必要ではないかと思われれます。

今回の講座では、現在の相続税のしくみについて基本的なところを学ぶとともに、歴史的建造物を次代に残していくため、相続にあたって考えるべき点などについて学ぶ場として勉強会を開催します。気軽に参加できる勉強会として、質疑の時間もしっかりととり、意見交換もできればと考えています。

◆日時 2014年8月8日（金）14:00~16:00（受付13:45~）

◆会場 愛知県立大学サテライトキャンパス

名古屋市名東区名駅4丁目4-38 名古屋産業労働センター（ウィングあいち15階）

<http://www.winc-aichi.jp/access/>

◆講師 久野 恭裕氏（公認会計士・税理士/CRAFIS 総合会計事務所/愛知登文会監事）

※相続税の改正について（中日新聞 2014. 6. 19 記事より）

現行制度では遺産から基礎控除額（5000万円+1000万円×法定相続人数）を差し引いた金額にかかる。税率は10~50%までの6段階で、遺産が高額なほど税率は高い。

来年1月以降の相続では、基礎控除額の算定方法が「3000万円+600万円×法定相続人」となり、税率も一部引き上げになる。基礎控除額を超える遺産がある場合には、被相続人の死亡の翌日から10ヶ月以内に相続税を申告、納税する必要がある。



申込先：FAX 052-935-9592 愛知登文会 行【申込締切：8月7日（木）】

H26. 8. 8（金） 勉強会「登録文化財の相続と税制改正」参加申込書

種別（○印を）	正会員	特別会員	賛助会員	その他
お名前			TEL	
企業名 （法人のみ）				

愛知登文会事務局 一般財団法人名古屋陶磁器会館
 〒461-0025 名古屋市東区徳川一丁目10-3
 TEL (052)-935-7841 FAX (052)-935-9592
 E-mail info@aichi-tobunkai.org
 ホームページ <http://www.aichi-tobunkai.org/>
 フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.tobunkai>

◇主催
愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会
 ◇助成
文化庁「文化遺産を活かした地域活性化事業」

